

一般社団法人日本キャリアデザイン学会支部設置等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会定款第3条に基づき、支部の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 定款第3条の目的を達成するための諸活動を行うために、関西支部及び中京支部を設置する。

- 2 関西支部の会員は、本学会の会員であって、近畿地方（京都・大阪・兵庫・滋賀・奈良・和歌山・三重の2府5県）に居住・勤務・在学する者とする。
- 3 中京支部の会員は、本学会の会員であって、中部地方（愛知・静岡・岐阜・三重の4県）に居住・勤務・在学する者とする。
- 4 本学会は、理事会の決議によって、必要な地に支部を新たに設置することができる

(支部の事業)

第3条 各支部は、本学会の方針及び各支部役員会の決定に基づき、主として当該支部会員のために次の事業を行う。

- 一 研究会、年次総会等の開催及び当該支部会員相互の交流の促進
 - 二 調査、研究、実践の実施及び支援
 - 三 地域の関連諸団体との交流
 - 四 キャリアデザインに関わる当該支部会員の専門知識・技能の向上
 - 五 その他、本学会の目的を達成するために必要な事業
- 2 第1項の事業には、当該支部会員以外の会員も参加できるものとする。
- 3 第1項の事業については、理事会の承認を経て行うものとする。
- 4 各支部の意思決定は、第1項の事業の実施に必要な事項に限られ、定款第17条記載の社員総会決議事項及び第33条記載の理事会決議事項についての意思決定を行うことはできない。

(支部役員)

第4条 支部の運営のため、各支部に支部長のほか、必要な支部役員を置く。

- 2 第1項に定める支部長は、理事会が当該支部会員の中から指名する。
- 3 第1項に定める支部役員は、支部長の推薦を経て、理事会が当該支部会員の中から指名する。

- 4 支部長は、支部役員会を招集し、事業計画を作成する。
- 5 支部長及び支部役員は、理事の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。
- 6 支部長及び支部役員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

(事務局)

第5条 各支部の事務局は、理事会の指定する地に置く。

(報告)

第6条 各支部長は、理事長の要請により、当該支部の活動状況を理事会に報告しなければならない。

(経費等)

第7条 支部予算は、各支部が作成した事業計画を踏まえ、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て決定される。予算を変更する場合においても、これと同様とする。

- 2 各支部長は、当該支部の事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、速やかに理事会に報告しなければならない。

(改定)

第8条 本規程の改正は、支部役員と協議のうえ、理事会の決議によって行う。

(付則)

- 1 本規程は、2019年8月10日より施行する。